

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成19年
7月17日
(火曜日)

目次

規則
山口県点字図書館規則の一部を改正する規則(障害者支援課).....一
告示
漁業災害補償法第百八条第二項の規定による同意(水産振興課).....一
公告
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課).....二
大規模小売店舗立地法附則第五条第一項の規定による届出(商政課).....二
貸金業者の登録の取消し(経営金融課).....二
土地改良区役員届出(農村整備課).....二
秋都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催(都市計画課).....四
長門都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催(都市計画課).....四



山口県点字図書館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年七月十七日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第七十一号

山口県点字図書館規則の一部を改正する規則

山口県点字図書館規則(昭和四十八年山口県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「休日」の下に「(以下「休日」という。)」を加え、同条第二号中「日曜日」を「月曜日(月曜日が休日当たるときは、月曜日及びその日後において最も近い休日以外の日)」に改め、同条第四号中「ばく書期間」を「資料点検期間」に改め、同条第五号を削り、同条に次の一項を加える。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館することができる。

第三条第一項ただし書中「土曜日」を「日曜日」に改める。

附則

この規則は、平成十九年八月一日から施行する。



山口県告示第三百八十三号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。)第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について法第百八条第二項の規定による同意があつたと認めた。

平成十九年七月十七日

山口県知事 二井 関 成

区	域	区	分
小畑区域		総トン数十トン以上の漁船により、底びき網を使用して営む漁業	
仙崎区域		総トン数十トン以上百トン未満の漁船により、底びき網を使用して営む漁業	
立石区域		総トン数十トン未満の漁船により行う漁業	
"		総トン数十トン未満の漁船により行う漁業以外の漁業	
阿川区域		法第百四条第二号に掲げる漁業	
牟礼区域		総トン数十トン未満の漁船により行う漁業以外の漁業	
富海区域		"	
平生町区域		主として船びき網を使用して営む漁業	



(三六三) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。
 変更後の定款は、平成十九年九月四日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十九年七月十七日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成十九年七月四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人周南さわやか会
 代表者の氏名 河本 敏昭
 主たる事務所の所在地 周南市糺町二丁目六七番地の一

(三六四) 大規模小売店舗立地法附則第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成十九年七月十七日から同年十一月十九日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年七月十七日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 マンガ倉庫山口店
 所在地 山口市吉敷三四六七の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 株式会社イズミ 住 所 代表者の氏名
 株式会社イズミ 広島市南区京橋町二番二二号 山西 泰明

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	概要	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社チエンジ	午前〇時	午前零時
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	"	午後九時	午後二時
大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	"	午前〇時から午後九時まで	午前零時から午後二時まで
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	"	午後九時	午後二時
大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	"	午前〇時から午後九時まで	午前零時から午後二時まで

届出年月日

平成十九年七月四日

五 変更年月日

平成十九年七月二十八日

(三六五) 貸金業者の登録の取消し

貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)第三十七条第一項第一号の規定により、次のとおり貸金業者の登録を取り消しました。

平成十九年七月十七日

山口県知事 二井 関 成

商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所等の所在地	登録番号	登録年月日	登録取消年月日
齋藤憲金融	齋藤 憲	柳井市中央三丁目八番二号	(5)山口県知事 第〇一〇三三号	平成二六、二二	平成二九、二二

(三六六) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成十九年七月十七日

山口県知事 二井 関 成

一 就任した役員

土地改良区名称	理事の別	氏名	住	所
秋芳町土地改良区	理事	中本 喜弘	美祿郡秋芳町	大字嘉万九七八
		原川 博美		大字青景三四四九
		中村 保義		大字岩永下郷六五六
		佐竹 幸明		大字岩永本郷二二三八
		勝山 義明		大字秋吉四八四五第一
		金石 弘士		一二五九
		末永 治介		大字別府一九七〇
		永田 誠		二六七〇
		小田 小六		大字嘉万一九九四
		上利 武文		一九七九の一
		山田 素行		大字別府一三三三三の三
		倉増 義道		大字秋吉三五二七の三
		豊島 正雄		大字岩永本郷三一
		笹原 豊		大字嘉万二八五七
阿東町土地改良区	理事	小野 斌	阿武郡阿東町	大字徳佐中三八三六の三
		佐伯 充増		大字嘉年上一〇〇二
		吉松 保		大字徳佐中一二九九
		山本 勇		大字徳佐上二四八八
		金子 哲昌		一一三七
		有井 仁佑		大字地福下八五六の一
		柴崎 勲		大字篠目九九三第一
		原田 成介		四七の一
		彌政 忠文		大字徳佐下一〇八五
		金子 正祐		大字生雲西分二二二八
		畑野 保徳		一七七〇
		田邊 誠一		大字地福下二二三九の八
		村岡 哲夫		大字生雲東分一〇〇九
		中山 隆之		大字地福下二八六八の一
		藤田 美仁		大字徳佐上三三五五
		坂本 桂吾		大字生雲中二六六四
		伊藤純一郎		大字徳佐下一九〇七

土地改良区名称	理事の別	氏名	住	所
秋芳町土地改良区	理事	原川 博美	美祿郡秋芳町	大字青景三四四九
		佐竹 幸明		大字岩永本郷二二三八
		山中 篤		大字岩永下郷三〇〇五
		倉増 義道		大字秋吉三五二七の三
		岡崎 哲直		八〇〇第一
		鹿嶋 均		大字別府三四一九
		秋枝 卓		一六六六
		小田 小六		大字嘉万一九九四
		杉山 泰男		四一八〇
		田飼 武男		大字秋吉四九五四の二
		嶋崎 博		大字別府五二二九
		折田 正義		大字岩永下郷一四五
		杉村 昭弘		大字秋吉一八七六
		山本 善継		大字嘉万二八六六の一
阿東町土地改良区	理事	小野 斌	阿武郡阿東町	大字徳佐中三八三六の三
		佐伯 充増		大字嘉年上一〇〇二
		吉松 保		大字徳佐中一二九九
		山本 勇		大字徳佐上二四八八
		金子 哲昌		一一三七
		才野原英人		大字地福上一二八六
		有井 仁佑		大字地福下八五六の一
		原田 成介		大字篠目四七の一
		柴崎 勲		九九三第一

二 退任した役員

長門市三隅下五一八

長門市三隅公民館

三 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案
変更する長門市計画道路一・四・一萩三隅道路
次のとおりとする。

四 公述の申出の手續

(一) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成十九年八月十六日(木曜日)までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面(以下「公述申出書」という。)を山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇一)山口市土木建築部都市計画課に提出してください。

なお、郵送の場合は、平成十九年八月十六日までの消印のあるものに限ります。

(二) 公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、公聴会において意見を述べる者が選定することがあります。

(三) 公聴会の運営を円滑にするため、必要がある場合には、意見を述べる時間を制限することがあります。

(四) (一)及び(二)に掲げる場合においては、理由を付してその旨を公述申出書を提出した者又は公聴会において意見を述べる者ができる者に通知します。

五 その他

(一) 公聴会に関する問合せは、山口市土木建築部都市計画課(電話〇八三―九三三―三七二五)にしてください。

(二) 関係図書は、次の場所において縦覧に供します。

山口市滝町一番一号

山口市土木建築部都市計画課

長門市東深川一八七五の一

長門市土木建築事務所

長門市東深川一三三九の二

長門市建設部都市建設課

長門市三隅中一五二五

長門市役所三隅総合支所

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を五の(二)の関係図書の縦覧場所において縦覧に供します。)

平成十九年七月十七日印刷
平成十九年七月十七日發行

發行人所

山口県知事
山口県知事

定価一箇月
金二千七百円（送料共）